

議会 4 役記者会見

1 中学生みらい議会（議会報告会）について

- 堺市議会では、市民の皆さまに議会への関心を高めていただくとともに、市民の皆さまからのご意見を直接お伺いし、これからの議会活動に反映させることを目的として、毎年度、議会報告会を開催しており、今回で12回目となる。
- 今回の議会報告会は、議会力向上会議やワーキンググループにおいて、議会報告会のあり方を協議した結果、「参加者が固定化し、参加人数も頭打ちとなる中で、参加者の年齢層を広げるため、以前に高校生を対象に開催した例をもとに、中学生を対象に開催する」ことに決定した。そのため、若者世代に共通する想いや大人にない斬新な意見を期待して「中学生みらい議会」と銘打ち、堺市内在住の中学生だけでなく、市内在学の中学生も対象として広く開催することとした。
- 開催日時は、令和4年11月13日（日曜日）、午後1時から2時間程度を予定しており、開催会場は、市議会の本会議場や、委員会室などを使用して行い、参加者の皆さんに、普段入場できない本会議場の議員席に座ってもらうなど、実際の議会というものに触れていただきたい。
- 「中学生みらい議会」は、2部構成で行う。

まず、第1部は、本市議会議員より議会についての報告を行う。内容としては、あまり議会というものに馴染みのない中学生にも理解いただくことを念頭に、まず、イントロダクションとして、「議会って何？」と題して、議会の役割や二元代表制など議会について、わかりやすく紹介する。続いて、「議会の審議報告」として、堺市議会での審議や議論、特に中学校に関わる施策を中心に説明する。その後、ご説明した内容について「質疑応答」の時間を設け、参加者からの質問に議員がお答えする。

なお、第1部の様子は、堺市議会のインターネット中継システムを使用して、生中継で配信を行うとともに、開催後には、録画中継の配信を行うので、議会報告会の当日、お越しいただくことができない場合でも、その様子をご覧いただくことが可能である。

- 第2部は、参加者の皆さんに12のグループに分かれていただき、参加者と議員の間で、市政の諸課題をテーマに自由に意見交換を行う。

意見交換の具体的なテーマについては、「校則・制服」「クラブ活動」「中学校給食」など、生徒たちの学校生活に関わるものが想定されるが、グループごとに関心のあるテーマを選んで意見交換を行う。

- 参加対象は、主に堺市内在住・在学の中学生としているが、堺市内に在住・在学・通勤の方であれば、どなたでも申し込みいただけるようにする。

現在、参加者を募集しているので、多くの方の積極的な参加をお待ちしている。

なお、参加者の募集に当たっては、

- ・第1部の様子を、堺市議会のインターネット中継システムを使用して、生中継及び録画中継を行うこと。
- ・議会報告会当日の、参加者や報道関係者等による写真撮影や動画撮影、録音については許可する扱いであること。

・SNS等への発信に当たっては、プライバシーに配慮すること。

を告知し、募集を行っているので、その辺りもご留意くださるよう、お願いしたい。

- 当日は、事前にお申し込みがなくても、どなたでもご自由に傍聴していただける。議員との意見交換に参加はできないが、参加する中学生のご家族やご友人の方も、その様子を傍聴席からご覧いただけるので、たくさんのご来場をお待ちしている。

なお、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況等によっては、延期もしくは中止する場合がありますので、この点ご承知願いたい。

- 以上のような内容で議会報告会を開催するので、報道機関の皆さまには、ぜひ広く報道いただき、参加者の募集にご協力賜るようお願いする。

また、議会報告会当日も、記者の皆さんからの取材は大歓迎であるので、そちらのほうもぜひよろしくお願いたい。

- 本市議会としては、今回の議会報告会を通して、普段なかなか聞くことができない中学生の生の声を聞き、堺市の未来に向けての質疑や政策立案等に活かしていく。

正副議長記者会見

1 定例会の総括について

- 今期定例会は8月23日から9月30日までの39日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計28件を可決した。
- 議員提出議案は、「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書」等、計4件を可決した。

【令和3年度各会計決算の認定について】

- 「令和3年度各会計決算」について、9月1日に令和3年度決算審査特別委員会を設置し、付託された各会計決算議案9件について、9月15日まで審議を行い、本日、各会計決算議案を可決及び認定した。
- 本市の令和3年度決算は、一般会計は歳入・歳出総額ともに、いずれも前年度から減少していたが、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を実施したことにより、例年と比べて高い水準となった。
- 実質収支は71億7,000万円で42年連続の黒字、単年度収支は58億4,000万円で、平成29年度以来の黒字となった。
- 特別会計・企業会計については、前年度に引き続き、実質収支は収支均衡が図られ、資金余剰額についても黒字を確保している。
- また、健全化判断比率の指標は、実質公債費比率は6.1%、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため算定されないなど、早期健全化基準を大きく下回り、経常収支比率においても、前年度から7.1ポイント改善し、平成30年度以来の100%を下回る93.7%となった。
- これらの主な要因は、地方交付税や交付金等の歳入が一時的に増加したものであり、後年度に還付や精算が必要なものも多く含まれている。一方で歳出構造は扶助費をはじめとした義務的経費の増加が続くなど大きな変化はないものとなっている。決算指標の改善は一時的なものであり、これらの臨時的な要因も含め、本市の財政状況について、市民に対し丁寧な説明が必要と考える。

- 今後も、公債費の縮減、ふるさと納税等の拡大や税源涵養に努め、財政危機の脱却、この解消を早期に果たすためにさらなる取り組みが重要であり、議会としても、より一層、監視機能を強化するとともに、引き続き、真摯な議論を重ねてまいる必要があると考えている。

【地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例について】

- 本件は、国家公務員の定年引上げを基準として、地方公務員の定年引上げについて、地方公務員法が改正されたことに伴い、提案されたものである。

この法改正等を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）の導入など、関係する条例について所要の改正等を行うものである。

- 主な改正内容は、
 - ・職員の定年年齢については、令和5年度から61歳に引き上げ、その後は65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。
 - ・定年延長に伴い、役職定年制を導入し、管理監督職の職員（本市では課長級以上）は、60歳に達した日以後の最初の4月1日に非管理監督職へ降任する。
 - ・60歳に達した職員の給与水準については、給料月額は、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後、7割水準とする。

となっている。

- 本条例は、9月26日の総務財政委員会の審議を経て、本日の本会議において、可決された。

【令和4年度堺市一般会計補正予算（第5号、第6号）について】

- まず、第5号の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症対策として、
 - ・入所者の施設内での療養にかかる高齢者施設等への支援金の支給
 - ・新型コロナウイルスワクチン4回目接種への対応
 - ・児童、生徒の自宅待機が生じた場合に備えたオンライン学習用機材の購入
 - ・スポーツ、文化施設等へのキャッシュレス決済の導入である。
- 次に、本日提案された第6号の補正予算については、電力、ガス、食料品等の価格高騰対策として、
 - ・家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給である。
- 本件は、本日の本会議において、それぞれ可決された。

【全会一致の意見書について】

- 今期定例会で可決した意見書は4件である。
- このうち、全会一致で可決された意見書は、以下の3件である。
 - 「女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書」
 - 「空き家対策の推進に向けた法制度・施策の充実強化を求める意見書」
 - 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備計画について慎重かつ厳正な審査を求める意見書」

2 議員研修会の開催について

- 本市議会では、堺市議会基本条例第18条の規定に基づき、議員の政策形成と政策立案の能力向上を図ることを目的として、議員研修の充実に努めているところである。
- 今回の研修は、2部構成で実施することとし、まず第1部では、講師をお招きして、「これからの議会・議員のあり方について～広報・広聴、住民参画の視点から～」をテーマに、オンライン形式で実施する。
- 昨今の新型コロナウイルス感染下では、「住民の声」を聴き取る広聴活動や、議員の活動内容などを発信する広報活動が非常に難しい状況となっている。
このような状況の中で、議会・議員の広報・広聴活動のあり方、また、「住民の声」を聴くための大事な視点である、住民参画のあり方について、この分野に造詣の深い講師の方にご講演いただく予定である。
- ご講演いただく講師は、全国都道府県議会議長会が、地方議会を巡る問題の状況等を踏まえた検討を行うために設置した「都道府県議会制度研究会」の委員を歴任されるなど、地方議会制度にもご精通されている、東京大学大学院法学政治学研究科教授の金井利之氏をお願いしている。
- また、第2部では、政治分野におけるハラスメント防止のための取組として、内閣府男女共同参画局が作成した、政治分野におけるハラスメント防止研修教材動画の視聴を行う。
- これは、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律において、議会を含め各地方公共団体の取り組む施策として、セクハラ・マタハラ等の防止に資する研修の実施が求められており、その一環として行うものである。
- 研修の開催日時は、令和4年11月28日（月曜日）午前10時から、2時間程度で、第1・第2委員会室で行う。
- なお、報道機関の方については、研修開始前の冒頭の撮影等を行っていただくことができるので、併せてお伝えする。

3 記者からの質問に答えて

議会4役記者会見

- Q 中学生を対象に議会報告会を行うのは堺市としては初めてか。
A （委員長）
初めてである。
- Q 対象となる中学生は市内何人ぐらいいるというのは把握していらっしゃるのか。
校数としては40校、50校ぐらいか。
A （委員長）
公立中学校が43校、支援学校（中学部）が2校、それから夜間中学校が1校ある。
- Q 私学は。
A （委員長）
堺市内には4校ある。
- Q 市民で市外に通っている子もOKだと。

A (委員長)

大阪(府下)の私立中学校に通っている方もいらっしゃるが、その場合でもご参加いただけるようになっている。

Q 逆に市外からこちらに通っていらっしゃるお子さんでもいいか。

A (委員長)

在校していれば大丈夫である。

Q 今回、中学生に対して初めて実施されるということで、中学生側から見れば、政令市というのは少し特殊なところもあり、市町村議会や都道府県議会は、教材等をいろいろ見ている、一般的なところの説明はあるが、政令市はまた少し違うところがあるかと思うが、その辺については、子どもたちにどういう教え方というか、知ってもらうための何か工夫をされる予定は。

A (委員長)

今のところ、政令市等その他の例えば衛星都市、中核市との議会の違いというものについて説明をする予定はなかったが、今、ご意見をいただいたので、「議会って何?」というところを担当する議員に、こういうご意見を記者会見でいただいたので、何か工夫できないかと(伝える)。確かに堺市では「大綱質疑」というが、衛星都市ではそう言わないなど、違いがあるのは事実であるので、そこら辺も少し違うんだよということを説明できないかということをご提案させていただく。

Q 議会議員の皆さんからすると、中学生に知ってほしいという、こちらから情報を提供するとあるが、皆さんにとってどういう効果というか、皆さん側が学ぶ部分というのはどのようなことがあると思っていられるのか。

A (委員長)

たくさんあると思っている。

実は私自身は社会教育委員会という組織の中で、市内中学生と一緒に、あるいは盛岡市の中学生と一緒にワールドカフェ方式で(意見交換を)行った経験があるが、本当に堺市の中学生も盛岡市の中学生もすごくしっかりしているという感想を得た。

今回第1部においては、本会議場で議会について様々な説明をさせていただいた後、自由に質問、質疑を行えるという時間があり、ここはシナリオがなく、その議場にいる議員の誰が答えるのか(決まっていない)。常任委員会の委員長、副委員長も入り、我々も入るが、そこはやはり本当に議員の実力の技量が問われる。どんなふうに答弁できるのか、今度答弁する側に回るのも、それはある意味とても怖いし、ある意味、楽しみでもある。そういうところが学びになると思う。

Q ディスカッションもある。出てきた意見というのは、今後、議員側から条例等、提案するものに盛り込んでいくことになっていくのか。

A (委員長)

必ずしも条例化できるか、そういう議論になるかどうかは別として、そういうご提案があれば当然議会として取り上げるのであれば、そう判断して、中学生の声をできるだけ市政に反映するという努力は必要と思っている。

ただ高校生みらい議会をかつて行ったときには、やはりグループに分かれたときに高校生から見ると議員の質やレベルの評価があり、結構皆さん厳しいものがあった。そういうのはお互いにとっ

て非常に勉強になると思った。

けれどもやはり議会とはこういうふうに民主的に運営されているんだなということ、高校生の場合はちゃんと言ってきていたの、中学生にも理解してもらえるような形で、私たちが努力していきたいと思う。

Q 市役所では、意見を取りまとめて市として(決定する)というのが市長以下でありうらと思うが、議会というのは別に議長が取りまとめて議会の意見というわけではなく、議員一人一人がどうお考えになって、それをどういう形で市政に反映していくかということになると思うので、議会として皆さんの意見という話には当然ならないということか。

A (委員長)

おっしゃる通りである。

Q 直接、このイベントと関係はないが、対象が中学生ということで、3月に公表した、中学生の自殺、自殺と認定はしていないが、亡くなられた中学生の話もあり、いろいろいじめ等については、市長部局も対策に乗り出したり、いろいろ市としてやっている部分はあるが、議員の方が中学生と接点を持つという点で、先般ニュースで旭川市でいじめ防止条例というのをつくるような話も聞き、議員の方で中学生との接点がある中で、議会として主体的にそういう旭川市のような条例か、あるいは他のやり方があるのかもしれないが、そういったことについて検討されるようなお考えがあるのかというのをお聞きしたい。

A (委員長)

今おっしゃったような旭川市の事例を見れば、堺市にも必要なのか、それぞれの議員が考えていくと思うが、今度はやはり中学生の生の声を聞かさせていただくことによって、条例やルールをつくり、いじめが本当に解決されるのかということや、どういうふうに中学生が思っているか、SOSを発する方法論など、そういうことについても何かヒントになることがあれば、きっちり聞き入れていく、ただ単に聞き置くという話ではない、そんなトーク&カフェにしていきたいと思う。

ただ旭川市の条例化という、その一点で言われると私1人がお答えできる範囲ではないと思うが、いいヒントをいただけてありがたいと思っている。ありがとうございます。

Q 議会が民主主義の根幹で三権分立というのは小学校の高学年から学ぶことであろうし、中学生も学んでいる。衆議院選挙や参議院選挙など、必ず選挙の後には、日本の場合、一票の格差の議論がどうしても出てくるわけで、このことは今回堺市議会の中でも議論になっているように伺っているが、これについてはどういう説明をされていくお考えか。

A (委員長)

一票の格差ということについて、議会報告会において、報告する予定は今のところないと思っている。もし、そういう関心のある話題としてそういうことが出てくる、あるいは私達の方からそれを出すのかどうか、そこは12グループに分かれる中で、担当の議員達の思料といいますか、そこに任せることになってくる。

私はやはり中学生対象のトーク&カフェ、議会報告会を行うといったときに、議会の中で、ある議員から、「中学生というのは有権者じゃない、まだ投票権がないから、(対象とするのは)どうな

んだ」というご意見をいただいて、皆で考えました。しかし、投票権がなくても、国民主権、民主主義、日本国憲法に規定されている自分たちの権利、選挙以外にもやはり行使できることがあるよという、自分たちの主権とは何かということを考えてもらえるきっかけになればいいと思っている。

一票の格差という一点に絞って何か出すという、今のところそういう状況ではないが、当然そういうことも頭に置いて中学生と接していきたいと思う。

そのことは、議会力向上会議やワーキンググループの会議があるので、記者会見でそういうご意見をいただいたということをお知らせする。先ほどのご意見も含めて、ありがとうございます。

Q 参加（人数は）最大70名で、中学生以外も可能ということだが、少なくとも中学生何人ぐらいは確保したいというのはあるか。

A （委員長）

少なくとも48人。本会議場で座れるのが70人と考えている。

Q チラシに、「議員と意見交換・議論したい方は、できるだけ具体的に記入してください」とあるが、この内容で何か選別されてしまったりというか、答えにくいことを書いたら選ばれないと、そういうことはないのか。

A （委員長）

そういうことは一切ない。

この（受付を）集約をするのは個人情報の関係で、議会事務局が引き受けるので、そこで選別が行われるとか、我々にそれを見せていただいてどうこうという話は、一切予定がないので大丈夫である。

正副議長記者会見

Q 先ほど決算の話があったが、いまだに財政危機は続いているというご認識か。

A （議長）

議会でも当然これは様々議論があった。

市長からのご説明では、今回の令和3年度の決算についてはコロナウイルス感染症対策への交付金等々の積み上げがあったので、その分、一時的に黒字となる結果となったが、令和12年度までを見据えたときには、まだまだ厳しい財政が続くのではないかという状況であるため、財政危機については、まだそのまま危機であるというご認識とのことである。もちろんそれについて議会として各議員からの意見は様々あるが、実際にこれからの推移の中でどう変化していくかということも確認・検証しながら、その点については、今後も議論が続いていくかと思う。

Q 危機であるという認識はあるとしても、その危機から抜け出すために歳出の削減の話がよく出てくるが、それだけでは先細りのような気がしており、議会として、もしくは議長、副議長として、歳入を増やす政策というのは、どのような議論を今していらっしゃるのか、もしくはどういうお考えをお持ちなのかお聞かせいただきたい。

A （議長）

歳入を増やすというのは、ことわざでもあるが、「入るを量りて出ざるを制す」という、そういう意味では歳出削減は当然大事であるが、必要以上に市民サービスまでふみ込む、市民サービスを削るところまでふみ込むという歳出の削減というのは慎重であるべきだと。かたや、当然「入るを

量る」ということであるから、歳入を増やすための手立てとして、やはり今の時代に合ったそういう政策を進めていくということは当然大事であるし、また堺市の特性をふまえた、そういう施策をしっかりと講じていくということは当然大事だと思う。

やはり大事なことは法人税をどう増やすかということだと思うので、産業構造とか、そういったところでどう支援をするか、特に堺市は中小企業が多いので、その点をどう活性化していくかというのが、これからやはり大事な施策であり、またそのことが試される時期にもう来ていると思う。

A (副議長)

議長がおっしゃったように、当然、今の堺市は非常にまだ危機を脱していない状況にあると私も考えている。やはり歳出構造がまだまだ変わっていない。

そして、歳入においても、特別大きな収入があるわけでもないという部分では、堺市の構造的に、住民税であったり法人税であったり、様々歳入を確保していかないといけない点は問題があると思っている。

これをいかに増やしていくかということが我々としても議会としても、今後考えていかねばならないことで、議論を進めていく必要性はある。堺市が行っている施策においてスクラップアンドビルドをしながら、まちに対していかに歳入を増やす施策を打てるかということのを慎重に審査をしながら、我々としても議論を深めていきたいと思っており、歳入を増やしていく必要性はあると思っている。

Q 法人税というか企業活動を活性化したいというお話があるが、これは堺市に限ったことではなく、いろんな自治体の方とお話をしていると、その戦略的にある産業もしくはある企業に対し支援をしようとする、なぜあそこは駄目なんだ、なんでここは駄目なんだというご質問が出てきて、結局バラマキ型になっていくという指摘が、公におっしゃる方は少ないが(ある)。いろいろ取材をしていく中で、結局そういった対象から外れたという陳情を受けて、議員の方が議会で、なぜあそこは駄目なんだと、除外の論理・排除の論理じゃないかと言って、結局薄く広く、行き渡せることによって効果が失われるというのをよく聞く。具体的に堺市はそういう議論があったという話ではなく、一般論としてお聞きしたいのだが、そういう質問・考え方は致し方ないのか、それともやはり議会としても伸ばせるところは伸ばすために、多少の色をつけることは仕方ないとお考えなのか、そのところをお伺いできれば。

A (議長)

堺市の特性に応じて、やはり強みを生かしていくということは当然大事であると思う。その意味で今、本市としても行政としても、これからのコロナの状況と見合わせながら、今までもであるが、観光分野には、やはり力を入れていく方向にあると感じている。そういう意味では観光分野には力を入れていくというふうに思っているが、それ以外の地場産業も含め、産業の振興をどう支援していくかというのは、今おっしゃっていただいたように薄く広くということにならざるを得ないと行政の方は考えている節もあり、その決断をどうするかというのはこれからやはり議会、各議員がどのような発言をしていくかということにもよるが、やはりどこかで決断する必要があるかもしれない私も思っている。

これはただある意味、弱みのようなところを切り捨てるということではなく、それをどう変化させていくかということを考えていかなければいけない。例えば異業種同士の技術革新の部分でそ

ういうことを取り入れた企業もあるというふうに聞いているが、そういったことがもう少し広まっていけばと思うので、弱みをどう強みに変えていくかという方法を、議会としても様々提案できればいいと思うし、やはり行政としても研究することも大事であると思う。

A (副議長)

今、中百舌鳥や泉北など様々な場所によって、大学との連携を考えていかなければならないということで、中百舌鳥ではそういった分野に対してお金を出していく、そして泉北では近畿大学をメインとしたまちづくりを考えていくなど、場所によって様々投資する目的というのは変わってきているのが今の堺市の現状だと思っている。やはりそういった場所、わりと堺市は広い部分もあるので、その地域によって投資していく部分は変わっていくものだと考えている。その中では、それも広く薄くになってしまう部分ではあると思う。小さい市のように固定されたもの、特定の産業を呼ぶということでは、堺市は広い分、少し難しいかと思う。

Q 先ほどの財政危機の話であるが、私がよく知る総務省出身の地方財政に詳しい方にお聞きすると、京都市のようにバラマキ型の事業とか、過度のハード整備を繰り返さない限りは、今、地方消費税の増収等という構造的なものもあり、指定都市の財政運営というのは、ある程度堅調にできるのではないかと。堺市を見ても、基金が枯渇すると言っていた状況からは、もう遠く離れてしまっている実情があって、その中において、西議員だったかがおっしゃっていたが、危機、危機ということを見ると、本当の危機のときに、狼少年みたいに、市民の耳に届かなくなってしまう恐れがあるのではないかと、私は懸念してしまうが、一方でもう一つ思うことは、それだけ危機だということであれば、義務的経費を減らす上で、やはり人口がもう減少局面に入っているのは明らかであるから、総人件費の抑制ということで、職員定数に手をつけていかない限りは、ここからの人口減少局面の中で財政的なゆとりは生まれないと思う。

その点について議会として、市に対して「返す刀」で議員定数の削減にも繋がってくるので中々言いにくい部分かもしれないが、やはりそこはこれからの時代を見据えれば、避けて通れない部分ではないかと思うが、その点について正副議長はどのようにお考えなのか。

A (議長)

今おっしゃっていただいたその点が、やはりいつ来るかということがあると思う。どれぐらいの人口減少が始まっているかということは、当然見なければならぬが、それを補うような形での歳入(増)がもしできるとするならば、その点はやはり(人口減少が)少し遅れる可能性があるだろうし、要するに財政危機というのは、現実にお金がないということだけではなくて、財政局長は歴代の方も含め今までもずっと言っているが、堺市の財政構造というものがやはり脆弱であると、いわゆる基金で補いながら歳入を、基金を補っている歳入から歳出をしていくということを繰り返していくと、当然基金がなくなるということになるわけで、その財政構造をどうしていくかということが、これからのやはり大きな議論の焦点になるかというのは、まだそこまではっきりとした対応・対策が(財政局長は)答弁されていないので、その点も踏まえて、いつ、そういうことまでに手をつけなければいけないのかということころは、これからの焦点になると思っている。

それを今こうだからということころはなかなか我々も言いにくい部分であるし、その根拠が、いわゆるまだそこまで来ていないのかなど。とは言え、そういう遠い話ではないとは思っている。

A (副議長)

財政が厳しいということについては、我々としては認識している状況で、ただ、全議員の中で収支均衡をめざしていくという点については、各会派とも一致をしている議論であるので、その点についてめざしていこうということで、先日の議員間討議の中でもそこだけは一致したものだと考えている。

やはりその中では歳出構造というものはまだまだ今現在変わっていないので、歳出構造の改革、改善をしていく上では、今後、その義務的経費をいかに減らしていくかという議論も必要性はあると思っており、先ほどおっしゃっていた議員の定数の削減という件に関しては、今、議会運営委員会の方で、一票の格差の是正ということで議論が行われているという（状況であり）、今のところ各会派は今の意見・考えを持ち寄るということになっている。

私個人の意見としては、議員定数の削減というものは、やはり進めていっていただきたいというのも一つある。これはあくまで私個人の意見である。

Q 令和3年度の総務省が発表した人口減少の数でいうと堺市は1年間で5,323人減っているということで、もうこのペースは中々当面、止められないのかという気もするが、先ほど議員定数について一票の格差という話もあったが、どうしても議員定数の話になると、詳しくは存じ上げないが、維新（対）反維新みたいな政治的スタンスの話にすり替わってしまう部分があるように、外野からは見えてしまう部分もあって、とは言え、先ほど議長がおっしゃっておられたように、人口が減っていく中では、やはりどこかでそこを見切って手をつけていかないといけない局面がくる中で、本当に人口だけで議員定数を考えていいのか、面積要件はどうなのか、いろんな尺度があると思うが、その政治的スタンスは別にしても、客観的に減らすにあたって、こういう基準に達したらここまで減らすという、いろんな視点から取り入れた尺度を設けておけば、これから先の議論がスムーズになるように思う。先ほどこれからそういう議論がスタートするやにもお聞きしたが、その点について改めて議長、副議長にお聞きしたい。

A （議長）

おっしゃる通りであり、過去から議員定数を削減してきたが、その際にやはり言われたことは、あるべき議員定数というのは幾らなんだと、何人なんだということも議論されたこともあり、議員1人当たりの人口というのは、やはり考えるべきであるということもあった。

少し聞いたところ、同じ政令市の浜松市が区を統合し、6区を4区にすると聞いている。その際に当然議員定数もこれから変化していくのだろうと思う。来年の春の選挙には適用されないが、その次の4年後の選挙には適用するとおっしゃっていたので、定数は減るのだろうと。

そういうことも我々研究し、何によって、要するに区が統合するということは当然、今までの一つの区の人口が増えるので、そういった区の議員定数はどうなのか、こういったことも研究して考えていくべきであると思う。

堺市の現状では、例えば私は堺区だが、美原区は堺区よりもはるかに大きい面積があるにもかかわらず、人口は3万、堺区はそれの4倍以上ある。そうなると、今、美原区（の定数）は2人であるので、堺区（の定数）は9人、4倍すれば、だいたいそうかと納得もできるし、だから人口なりでやっているわけだが、面積からいくと、やはり活動範囲というのは大きく、議員1人当たりの面積というのは違う。それが果たして適正なのかと。

そういったことも踏まえて今おっしゃっていただいたことだと思うが、その点はしっかりと議論をしていかなければならないと思う。

A (副議長)

非常に難しい問題で、何人に対して何人の議員がいるかということは、今までずっと議論をしてきたが、結局答えがないというのが正直なところであると思う。

ただ、堺市においての(議員の)人数が適正なのかということも、まだわからないというのが今の現状だと思う。

ただ、人口が減っていく中で、議員の数の適正な数値というものが一体いくらなのかということが、どこかで定められればそれに合わせていくのだろうが、それに対しては国が定めるものではなく、各地方で考えていくということになっている構造上、やはり我々議会であったり、都道府県他の地方議会の中でいくらが適正なのかということも、様々見極めた上で議論をしていく必要性はあるとは思う。

ただ、今、堺市の中では一票の格差の是正ということで議論をしており、今、国においても、この(一票の)格差の是正について議論されているが、この格差の是正について、堺市においてしっかりと議論していき、是正をしていくべきだと私は考えている。

Q 今、一票の格差に基づく議員定数の議論は、来年、春の選挙までにまとめるお考えなのか、それともそれには拘らずというお考えなのか、それだけ最後にお聞かせいただければ。

A (議長)

この件を議論されているのが議会運営委員会なので、委員長、正副委員長の方でまとめられるというふうに思うが、聞いていると、11月の初日冒頭に条例提案をされるということであるので、それまでにそれぞれの会派で意見をまとめながら、その条例提案された中で議論がしっかりされていくと思う。よって、多分、決着は11、12月議会の中で一つはつくのではと思う。

Q 当然、提案であるから、可決か否決かということはあると思うが、提案するという事は、削減案が出るという理解でよろしいか。

A (議長)

はい。